

合 併 協 定 書

平成17年1月28日

加 賀 市

山 中 町

1 合併の方式

加賀市及び山中町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、加賀^{かがし}市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、加賀市大聖寺南町ニ41番地とする。山中町の区域に支所を設置する。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議員の定数は22名とする。なお、定数及び在任に関する特例並びに選挙区制度については、適用しない。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置く。
- (2) 選挙による委員の定数は17人とし、在任特例は適用しない。
- (3) 選任による委員については、法令の定めるところにより、農業協同組合1人、農業共済組合1人、議会が推薦した学識経験者5人以内とする。

7 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 加賀市及び山中町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一する。
- (4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から基準を統一し調整する。なお、合併の際に在職する職員については、現給を保障するものとする。

8 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。なお、助役の定数については2人とし、うち1人は地域自治組織（山中温泉区）をも担当するものとする。ただし10年以内とする。
- (2) 市長、助役、収入役及び教育長の給料の額については、現行の額及び同規模の自治体の例を基に調整する。
- (3) 議会議員の報酬の額については、現行の額及び同規模の自治体の例を基に調整する。
- (4) 行政委員会の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬の額については、現行の額及び同規模の自治体の例を基に調整する。
- (5) 審議会及び委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 現に加賀市及び山中町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
 - ② 加賀市又は山中町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
 - ③ 人数、任期及び報酬額は、現行の制度を基に調整する。

9 財産の取扱い

- (1) 加賀市及び山中町が所有する財産及び債務（下記（3）に係るものを除く。）は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、設置目的が類似している基金は、合併時に統合する。
- (2) 山代温泉財産区有財産及び片山津財産区有財産は、現状のまま、それぞれの財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。
- (3) 合併時に、新たに山中温泉財産区を設置し、山中町が有する「源泉」、「配湯事業」及び「温泉施設整備並びに改良事業基金」に係る財産は山中温泉財産区の財産とする。なお、山中温泉財産区に、財産区管理会を設置する。

10 地方税の取扱い

加賀市、山中町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人住民税の均等割については、地方税法第310条の規定により、標準税率とする。
- (2) 法人住民税の均等割については、標準税率を適用する。
- (3) 固定資産税の納期及び不均一課税については、加賀市の例による。また、特例による課税免除については、両市町の特例措置の免除期間を適用する。

- (4) 軽自動車税の納期については、加賀市の例による。
- (5) 入湯税の税率及び課税免除については、加賀市の例による。ただし、年齢による課税免除については、山中町の例による。
- (6) 都市計画税の税率及び納期については、加賀市の例による。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

12 組織及び機構の取扱い

(1) 新市の組織及び機構は、合併時において住民サービスが低下しないように十分配慮し、次の方針に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常に組織及び機構並びにその運営の改善に努め、効率化や適正化を図るものとする。

- ① 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること。
- ② 住民の声を活かし、反映することができること。
- ③ 住民にとってわかりやすく、利用しやすいこと。
- ④ 簡素で効率的であること。
- ⑤ 地方分権の推進に適した組織であること。

- (2) 合併時における機構は、本庁、支所及び出張所とし、現庁舎を活用する。
- (3) 新市の組織において部制を導入する。
- (4) 指揮命令系統を一元化するため、「本庁方式」を基本とする。

13 地域自治組織の取扱い

合併により、山中町の特性や歴史、文化、伝統、地域コミュニティが無くなるという不安を解消するとともに、地域住民の声を反映し、きめ細かなまちづくりを推進するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の江沼郡山中町の区域に、合併の日から原則として10年間、法人格を有しない地域自治区を設置する。

地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

14 支所の取扱い

地域住民の利便性を図り、これまで行ってきた行政サービスを維持するため、合併前の江沼郡山中町の区域に設置する支所は次のとおりとする。

- (1) 支所の名称は、山中温泉支所とする。

- (2) 支所の事務所の位置は、江沼郡山中町湯の出町タ33番地とする。
- (3) 山中温泉支所においては、次の事務を取り扱う。
 - ① 窓口業務全般
 - ② 道路(林道含む)、橋梁、公園及び上下水道の維持管理業務
 - ③ 山中漆器振興事務
 - ④ 山中温泉の観光・商工の事務
 - ⑤ 山中温泉医療センターの事務
 - ⑥ その他地域関連施設の維持管理業務

15 温泉の取扱い

- (1) 合併時における総湯について
 - ① 山中温泉菊の湯

山中町の区域をもって、源泉等を所有する「山中温泉財産区」を設置する。浴場施設等は、新市が引き継ぎ、施設の管理運営は財産区が行うものとする。
 - ② 山代温泉浴殿及び片山津温泉総湯

合併時においては、現行のとおりとする。
- (2) 将来における総湯について

新市は、山中温泉、山代温泉及び片山津温泉の各地区において、「総湯」を温泉まちづくりの核と位置付け、温泉文化コミュニティ施設としての機能強化と整備・建設について検討していくものとする。

新市においては、当該施設の整備及び利用について、市民全体の福祉の向上に寄与することを目的とし、全市民が平等にサービスを楽しむよう努めるものとする。

16 一部事務組合の取扱い

- (1) 小松加賀環境衛生事務組合、南加賀広域圏事務組合、石川県市町村消防賞じゆつ金組合及び石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。また、石川県市町村議会議員公務災害補償組合及び石川県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、議会議員の公務災害補償及び退職手当の支払い事務は新市において行う。
- (2) 加賀市及び山中町で構成する加賀山中医療施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。

17 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、加賀市及び山中町にある類似施設の使用料については、合併時に統一する。
- (2) 手数料については、負担の公平性の原則から、現行単価を基準として、合併時に統一する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 加賀市及び山中町に共通している団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。ただし、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- (2) 加賀市又は山中町のいずれかにある団体については、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

19 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、合併時まで調整し、新市において制度化を図る。

- (1) 加賀市及び山中町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 加賀市又は山中町独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金に整理統合できる補助金、交付金等については、統合の方向で調整するものとする。

20 町名・字名等の取扱い

(1) 町・字について

- ① 町・字の区域は、原則として従前のとおりとする。
- ② 町の名称は、原則として従前のとおりとする。ただし、山中町については、従前の町の名称の前に「山中温泉」を冠したものを町の名称とする。その区域の範囲については、地域住民の意向を最大限に尊重し、調整するものとする。

なお、名称の表記が同一又は類似している町については、地域住民の意向を最大限に尊重し、調整するものとする。

(2) 町内会（行政区）について

- ① 町内会の区域は、原則として従前のおりとする。
- ② 町内会の名称は、原則として従前のおりとする。ただし、山中町については従前の町内会の名称の前に「山中温泉」を冠したものを町内会の名称とする。その区域の範囲については、地域住民の意向を最大限に尊重し、調整するものとする。

なお、名称の表記が同一又は類似している町内会については、地域住民の意向を最大限に尊重し、調整するものとする。

21 慣行の取扱い

- (1) 新市の市章は、合併の日までに公募のうえ決定する。
- (2) 新市の花、木及び鳥については、合併後新たに定める。
- (3) 新市の市民憲章は、合併後新たに定める。
- (4) 新市のキャラクター及びキャッチフレーズについては、合併後新たに検討する。

22 国民健康保険制度の取扱い

- (1) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるように調整する。
 - ① 賦課方式については、平成17年度は現行のおりとする。医療保険分については、平成18年度は、山中町においては現行のおりとし、加賀市においては、所得割7.8%、資産割50%とし、均等割及び平等割は現行のおりとする。平成19年度以降については、予定されている医療保険制度の見直しを踏まえ検討する。介護保険分については、介護保険制度の見直しを踏まえ、平成18年度に統一する。
 - ② 軽減割合は、加賀市の例による。
 - ③ 課税限度額については、国民健康保険法施行令に定める限度額とする。
 - ④ 納期については、平成18年度から加賀市の例による。なお、平成17年度においては従来納期を適用する。
 - ⑤ 減免については、対象者は加賀市の例とし、減免率は現行のおりとする。
- (2) 出産育児一時金については、現行のおりとする。
- (3) 葬祭費については、現行のおりとする。
- (4) 高額療養資金貸付制度については、合併時に廃止する。
- (5) 高額療養費受領委任払い制度については、現行のおりとする。
- (6) 出産費資金貸付制度については、加賀市の例による。

- (7) 無受診世帯表彰については、現行のとおりとする。
- (8) 人間ドック助成事業については、助成内容及び実施医療機関については加賀市の例により、助成率は現行のとおりとする。
- (9) 国民健康保険運営協議会については、合併後新市で速やかに設置する。委員構成は加賀市の例による。

23 介護保険制度の取扱い

- (1) 介護認定審査会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 合併後直ちに新市の介護保険事業計画を策定する。
- (3) 第1号被保険者の保険料は、新市の介護保険事業計画に基づき合併後直ちに算定し、平成18年度に統一する。なお、平成17年度は従来の介護保険料を適用する。

24 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、合併時に統合する。合併時に現行の加賀市消防団方面方式に統一し、1本部、4方面、27分団とする。分団等の組織は現行のとおり新市に引き継ぎ、速やかに再編を検討する。
- (2) 階級については、現行のとおりとする。
- (3) 定員については、合併前の加賀市及び山中町の定員の合計数とする。
- (4) 任用については、現行のとおりとする。
- (5) 消防団車両及び車庫については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

25 病院事業の取扱い

- (1) 現在の公立加賀中央病院と山中温泉医療センターを新市に引き継ぐ。設置者はいずれも新市とする。管理運営については、公立加賀中央病院は新市の直営とし、山中温泉医療センターは引き続き社団法人地域医療振興協会に委託する。
- (2) 加賀山中医療施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (3) 病院機能については、当面現行のとおりとし、新市において地域医療に関する審議機関を設置し、医療サービスのあるべき姿、病院の経営改善計画、施設整備計画、看護師養成計画等について検討する。また、合併時に両病院を統括する組織を新市に設置する。
- (4) 病院事業にかかる使用料は現行のとおりとし、手数料については、合併時まで調整する。

26 各種事務事業の取扱い

26-1 まちづくり関係事業

- (1) 町内会（区）については、次のとおり調整する。
 - ① 区域及び名称については、現行のとおりとする。
 - ② 役員任期については、平成18年4月1日から加賀市の制度に統一するよう調整する。
 - ③ 行政事務連絡については、加賀市の例による。行政事務連絡委託費については、平成18年度から加賀市の制度に統一する。
 - ④ 連合会については、連合会間の調整を図り、統合するよう調整に努める。ただし、地区運営補助金については、平成18年度から加賀市の制度に統一する。
 - ⑤ 町内会（区）に対する補助金については、平成18年度から加賀市の制度に統一する。
- (2) 加賀市のまちづくり推進協議会については、現行のとおりとする。山中町においては、地域自治区設置期間内にまちづくり推進協議会を設置し、行政主導型から住民主導型へのまちづくりを速やかに推進する。

まちづくり運動に対する補助は、加賀市のまちづくり推進協議会については、現行のとおりとし、山中町において設置されるまちづくり推進協議会については、加賀市の制度に統一する。
- (3) 地縁団体については、現行のとおりとし、加賀市の例により継続する。

26-2 男女共同参画施策

- (1) 男女共同参画推進事業については、現行の内容を基本に、合併後調整する。
- (2) 女性団体の育成については、現行のとおりとし、合併後調整する。なお、関係団体については、統合の意思等を確認しながら、合併後調整する。
- (3) 条例、行動計画、推進体制及び都市宣言等の制度に係る項目は、加賀市の制度を新市に引き継ぐ。
- (4) 女性の登用については、審議会等の女性の構成割合の目標値を、新市において30%以上とする。

26-3 国内交流、国際交流事業

- (1) 国内交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容については、新市において調整する。
- (3) 関係団体については、関係団体間の調整を図り、統合するよう調整に努める。

26－4 電算システム、地域情報化

電算システムの統合にあたっては、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、必要最小限のデータ統合とし、最小コストでシステム統合を行うものとする。

また、地域情報化については、現在と同様に住民サービスを行うため、合併までに加賀市・山中町間の光ケーブルの整備を行う。

26－5 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙は、新市においても毎月1日に発行する。
- (2) 新聞広報及びラジオ広報は、新市において検討する。
- (3) ケーブルテレビ広報は、合併後も継続する。内容は新市において協議する。
- (4) 合併時に新市のホームページを作成し、公開する。
- (5) 広聴関係は、新市において新たに定め実施する。

26－6 納税関係事務

全期前納報奨金及び納税貯蓄組合奨励金については、加賀市の例による。

26－7 消防、防災関係事業

消防の取扱い

- (1) 消防組織については、加賀市消防本部を新市の消防本部とし、1本部、1署、4分署とする。なお、山中分署においては、救急体制を含めた現在の機能を維持するものとする。庁舎については、合併時に現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、行政サービスの向上と組織の効率的運営を図るための調査研究をし、再編を検討する。
- (2) 各種出動体制については、合併時に消防力の強化を図るよう統一し、合併後、救急隊（救急車）をすべての分署に配置することを検討する。
- (3) 通信指令業務及び119番通報受信体制については、合併時に、加賀市のシステムに統合する。
- (4) 消防車両については、合併時に現行のとおり新市に引き継ぎ、計画的に整備する。

防災関係の取扱い

- (1) 防災会議については、委員20名以内で合併後速やかに設置する。
- (2) 地域防災計画については、合併時まで調整を完了し、合併後は暫定運用し、防災会議における審議を経たうえで運用開始する。
- (3) 水防計画については、合併時まで調整を完了し、合併後は暫定運用し、防

災会議における審議を経たうえで運用開始する。

- (4) 防災行政無線については、合併後、直ちに現有設備を統合運用する。
- (5) 防災資機材については、合併時には現行配備を維持することとし、地域防災計画においてその整備、配置の見直しを進める。
- (6) 相互応援協定については、新市において相手方と協議を行い、速やかに締結する。

26－8 窓口業務

窓口業務については、住民サービスを維持することを基本とし、下記のとおり調整する。また、今後はさらなるサービス向上を図るため、IT活用などを調査・研究する。

- (1) 戸籍事務については、本庁舎、支所及び出張所で現行のとおり取り扱う。ただし、届出の時間外受付は、本庁舎のみとする。
- (2) 住民基本台帳事務については、本庁舎、支所及び出張所で現行のとおり取り扱う。
- (3) 埋火葬許可事務については、本庁舎、支所及び出張所で現行のとおり取り扱う。ただし、時間外の受付及び許可証発行は本庁舎のみとする。
- (4) 外国人登録事務については、登録は本庁舎のみで行い、交付は本庁舎、支所及び出張所で現行のとおり取り扱う。ただし、支所では登録以外の記載事項の異動も取り扱うものとする。
- (5) 印鑑事務については、本庁舎、支所及び出張所で現行のとおり取り扱う。
- (6) 船員事務については、本庁舎のみで現行のとおり取り扱う。
- (7) 臨時運行許可手続については、本庁舎のみで現行のとおり取り扱う。
- (8) その他の受付事務については、本庁舎、支所及び出張所で現行のとおり取り扱う。
- (9) 市民相談及び法律相談については、毎週（月4回）実施する。
- (10) 災害見舞金については、対象者については現行のとおりとし、対象となる事故・災害については加賀市の例によることとし、見舞金の種類及び額については次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-------------|------------------|
| ①弔慰金 | 死亡 | 1人20万円 |
| ②傷害見舞金 | 入院 | 1人2万円（引き続き30日以上） |
| ③被災者見舞金 | 全焼・流失・全壊・全損 | 1世帯10万円 |
| | 半焼・半壊・半損 | 1世帯5万円 |
| | 被災者 | 1人1万円 |

26－9 保健衛生事業

- (1) 予防接種事業については、現行のとおり実施する。三種混合Ⅱ期（二種混合）及び日本脳炎Ⅱ・Ⅲ期については、個別接種で実施するよう調整する。
- (2) 母子保健事業については、現行のとおり実施する。なお、加賀市又は山中町のいずれかで実施している事業については、新市の事業として継続して実施するよう調整する。
- (3) 成人保健事業については、現行のとおり実施する。なお、実施回数及び実施場所については、住民サービスが向上するよう調整する。
- (4) 予防接種の自己負担金については、現行のとおりとし、健康診査の自己負担金については、検診費用の約1割とすることとして、合併時に統一する。
- (5) 健康づくり計画については、新市において合併後に見直す。

26－10 障害者福祉事業

- (1) 障害者計画及びバリアフリー化推進事業については、新市において速やかに計画を策定し実施する。
- (2) 支援費制度については、現行のとおりとする。
- (3) その他障害者施策については、更正医療給付、特別障害者手当等給付費、補装具給付及び日常生活用具給付事業は現行のとおりとする。心身障害者等入院療養介護金支給、心身障害者（児）医療費助成、身体障害者自動車改造助成及び福祉タクシー利用料金助成事業については、現行を基準に合併時に調整する。重度心身障害児福祉金については、山中町の例を検討のうえ調整し、心身障害者給付金及び障害者社会参加促進事業については、加賀市の例を検討のうえ調整する。障害者住宅リフォーム助成事業の助成率については、加賀市の例により調整する。

26－11 高齢者福祉事業

- (1) 老人クラブ育成事業については、現行のとおり実施する。敬老祝品支給事業については、米寿については山中町の例により調整し、白寿については現行のとおりとし、最高齢者男女については加賀市の例により調整する。生きがいデイサービス事業については、現行のとおりとし、対象者は加賀市の例により調整する。
- (2) 高齢者生活支援事業については、原則として加賀市の例により調整する。生活支援ヘルパー派遣事業については、山中町の例により調整する。高齢者住宅リフォーム助成事業については、現行のとおりとし、助成率については加賀市の例により調整する。

- (3) 介護予防事業については、原則として現行のとおり実施する。食の自立支援事業については、加賀市の例により調整する。
- (4) 在宅介護支援センターについては、合併時に調整する。ホームヘルパー養成事業については、現行を基準に合併時に調整する。
- (5) その他高齢者福祉事業については、原則として加賀市の例により調整する。

26－12 児童福祉事業

- (1) 母子生活支援施設措置の入所者徴収基準については、加賀市の例による。
- (2) 助産施設については、新市に引き継ぎ、入所者徴収基準については、加賀市の例による。
- (3) 乳幼児医療費助成については、現行のとおりとする。
- (4) ひとり親家庭医療費助成については、合併時に下記のとおり調整する。
 - ① 自己負担は月額1,000円とする。
 - ② 所得制限は児童扶養手当の所得制限基準を適用する。
 - ③ 障害のある児童の助成対象年齢は20歳未満とする。
- (5) チャイルドシート事業については、加賀市の例による。
- (6) ひとり親家庭相談員については、加賀市の例による。
- (7) 幼児教育相談室については、加賀市の例による。
- (8) 家庭児童相談員については、加賀市の例による。
- (9) 児童育成相談センターについては、現行のとおりとする。

26－13 保育事業

公立保育園（所）

- (1) 公立保育園（所）は、現行のとおり新市に引き継ぎ、開園（所）時間及び保育時間は、加賀市の例による。
- (2) 保育料については、少子化対策にも配慮し、負担の軽減を図る方向で、合併時に統一する。
- (3) 一時保育料については、加賀市の例により調整する。
- (4) 乳児保育については、現行のとおりとする。
- (5) 延長保育については、現行のとおりとする。

公立幼稚園

- (1) 幼稚園は、現行のとおり新市に引き継ぎ、預かり保育については、新市において合併後に調整する。
- (2) 保育料及び預かり保育料については、現行のとおりとし、減免については、合併時に新たに定める。

26－14 生活保護

生活保護業務については、新市に設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

26－15 その他福祉事業

- (1) 民生委員推薦会委員の構成は、民生委員法第8条の規定による。定数は7名とし、合併後、速やかに選任する。
- (2) 民生委員児童委員協議会活動費については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度は加賀市の例により調整する。
- (3) 戦没者慰霊式については、新市において統一して実施する。
- (4) 福祉大会については、新市において統一して実施する。

26－16 環境関係事業

- (1) 環境衛生美化事業については、合併時に新たに制度化する。
- (2) 環境保全対策事業については、合併時に新たに制度化する。
- (3) 斎場については、合併時に新市に引き継ぐ。また、霊柩車については、合併時まで廃止する。
- (4) ごみ収集・運搬については、合併時に新市の「一般廃棄物処理計画」、「分別収集計画」に基づき調整する。また、ごみ処理施設については、合併時に新市に引き継ぐ。施設の運用については、処理能力・耐用年数等を考慮し、新市の「一般廃棄物処理計画」に基づき調整する。

26－17 農林水産業関係事業

農業関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併後、現行の整備計画を基本に新市において策定する。ただし、新計画策定までの間は、現行のとおりとする。
- (2) 地域農業マスタープランについては、合併後、新市において策定する。ただし、新計画策定までの間は、現行のとおりとする。
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併後、新市において策定する。ただし、新計画策定までの間は、現行のとおりとする。
- (4) 加賀江沼地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 新市に農林漁業振興審議会を設け、定数は10人とし、任期は2年とする。
- (6) 農業近代化資金等利子補給事業については、加賀市の例による。
- (7) 農政事業補助金及び地元負担金については、加賀市の例による。
- (8) 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (9) 農道管理については、新市において、農林道管理規程を新たに定める。
- (10) 農業用水路管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (11) 土地改良事業補助金及び地元負担金については、加賀市の例による。ただし、継続事業については、現行のとおりとする。

林業関係事業

- (1) 森林整備計画については、合併後、現行の整備計画を基本に新市において策定する。ただし、新計画策定までの間は、現行のとおりとする。
- (2) 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 林道管理については、新市において、農林道管理規程を新たに定める。
- (4) 有害鳥獣駆除事業については、現行のとおりとする。
- (5) 森林病虫害被害対策事業については、現行のとおりとする。
- (6) 林業事業補助金及び地元負担金については、加賀市の例による。ただし、継続事業については現行のとおりとする。

水産業関係事業

- (1) 稚魚放流助成事業については、加賀市の例による。
- (2) 漁業海域廃棄物処理助成事業については、現行のとおりとする。
- (3) 漁業経営安定化対策事業については、現行のとおりとする。
- (4) 栽培漁業定着促進事業については、現行のとおりとする。
- (5) 水産事業補助金及び地元負担金については、現行のとおりとする。

26 - 18 観光商工関係事業

観光関係事業

- (1) 観光宣伝事業については、現行のとおりとし、合併後調整する。
- (2) 観光情報センター運営事業については、新市全体の観光情報の収集と発信を行う。
- (3) コンベンション誘致促進事業については、加賀市の例による。
- (4) 伝統芸能振興事業については、現行のとおりとし、合併後調整する。
- (5) まつり支援事業については、現行のとおりとし、合併後調整する。
- (6) 観光施設管理事業については、現行のとおりとし、合併後に基準を定めて調整する。
- (7) 鉱泉源保護施設整備助成事業については、加賀市の例を基準に、合併後調整する。

商工関係事業

- (1) 商工業の育成事業については、加賀市の例による。
- (2) 中小企業振興事業については、現行のとおりとし、合併後調整する。ただし、

青色申告会経営指導事業、中小企業倒産防止共済加入促進事業、中小企業退職金共済加入促進事業、消費動向調査・通行量調査事業は加賀市の例による。

- (3) 工業生産振興奨励事業については、加賀市の例により調整する。
- (4) 企業誘致推進事業については、加賀市の例による。
- (5) 商工業振興資金助成事業については、加賀市の例による。
- (6) 漆器振興事業については、山中町の例を基準に、合併後調整する。
- (7) 九谷焼振興事業については、加賀市の例による。
- (8) 雇用対策事業については、加賀市の例による。
- (9) 労働者福祉資金助成事業については、現行のとおりとする。

26－19 建設関係事業

土木関係事業

- (1) 市・町道認定路線については、すべて新市に引き継ぐ。
- (2) 新市の市道認定基準については、合併時に新たに定める。
- (3) 道路工事地元負担金については、廃止する。
- (4) 生活道路整備補助については、加賀市の例を基に合併時に定める。
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業地元負担金については、加賀市の例による。
- (6) 除雪事業については、生活路線の確保が迅速に図られるよう、新市において除雪計画を策定し実施する。

都市計画関係事業

- (1) 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画区域、都市計画マスタープラン及び具体的な都市計画は、合併後見直しを行い調整する。
- (2) 開発指導基準については、加賀市の例を基に合併時に定める。
- (3) 景観地区は、現行のとおり新市に引き継ぎ、助成基準については、合併時に新たに定める。

建築関係事業

- (1) 市・町営住宅は、現行のとおり新市に引き継ぎ、入居資格については、加賀市の例を基に合併時に定める。
- (2) 住宅マスタープランは、合併後新市において策定する。
- (3) 新市に建築主事を置き、加賀市の例により建築確認事務を行う。

26－20 上水道事業

- (1) 水道事業については、合併時に経営を統合し、水道事業計画については、新市において新たに策定する。
- (2) 上水道料金の一般用料金については、合併時は現行のとおりとし、新市の事

業計画及び財政計画に基づき平成18年度以降段階的に見直し、平成21年度を目途に料金体系を統一する。臨時用料金、消火栓使用料金については、加賀市の例による。

- (3) メーター検針及び料金徴収等については、加賀市の例による。
- (4) 水道加入金については、加賀市の例による。
- (5) 給水工事に係る手数料のうち、工事申込手数料及び設計手数料は廃止する。工事完了検査手数料は、加賀市の例による。
- (6) 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

26－21 下水道事業

- (1) 公共下水道事業については、次のとおり調整する。
 - ① 公共下水道事業の事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新市の事業計画が策定されるまでの間は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ② 公共下水道事業受益者負担金については、合併時に負担額を定める。納付方法等については、加賀市の例による。また、受益者負担金の減免については、加賀市の例を基に合併時に定める。
 - ③ 公共下水道事業の下水道使用料については、加賀市の例による。
 - ④ 受益者負担金及び下水道料金取扱手数料の交付については、加賀市の例による。
 - ⑤ 水洗便所改造資金貸付及び融資制度については、加賀市の例による。
 - ⑥ 指定工事店登録制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、登録手数料は加賀市の例による。
- (2) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 合併処理浄化槽設置助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

26－22 学校教育事業

- (1) 各学校施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。
- (2) 通学区域については、当分の間、現行のとおりとし、新市において住民の意見を踏まえ調整を図る。
- (3) 児童生徒通学費助成については、6 km 以上の中学生及び東谷地区の小学生のスクールバスは現行のとおりとする。山中中学校へ通学する4 km 以上6 km 未満の生徒については、当面、現行のとおりとする。
- (4) 三森良二郎奨学金制度は、現行のとおり実施する。奨学基金給付事業と育英

基金給付事業は合併時に統合し、高校生を対象とした制度として新市において実施する。育英資金貸与制度は貸付条件等を整理し、新市において実施する。ただし、合併時に認定されている育英基金給付及び育英資金貸与については、従前の例とする。

- (5) 嘱託医及び健康診断については、加賀市の例により調整する。
- (6) 学校給食における調理場方式については、当分の間、現行のとおりとする。献立作成については、新市の学校給食会で実施する。給食物資は各学校及び学校給食センターで購入する。ただし、冷凍食品及び乾物等については、新市の学校給食会が購入先を選定する。給食会計については、加賀市の例を基に、加賀地区においては各学校、山中地区においては学校給食センターで管理する。

26－23 文化振興事業

- (1) 文化振興事業については、次のとおり調整する。
 - ① 新市の文化振興を図るため、文化振興審議会を設ける。委員の定数及び任期については、加賀市の例による。
 - ② 文化振興事業については、新市において現状を踏まえ実施方法を調整する。
 - ③ 文化振興施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開館時間及び休館日は来館者へのサービス向上を図る観点から合併時まで調整する。
- (2) 文化財保護事業については、次のとおり調整する。
 - ① 新市に文化財保護審議会を設ける。加賀市の制度に統一し、定員を7人とする。(民族、考古、歴史、自然、陶芸、木工芸及びその他の分野より選任する。)
 - ② 現在までに指定された文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ③ 新市において文化財の整備活用を図るものとする。

26－24 社会教育事業

- (1) 新市の社会教育の振興を図るため、新市に社会教育委員を置く。定数及び任期については、現行のとおりとする。
- (2) 社会教育事業については、次のとおりとする。
 - ① 成人式については、新市において実施する。その実施方法については、合併時まで調整する。
 - ② 各種教室及び講座については、継続して実施するものとし、その内容については新市において検討する。
 - ③ 公民館については、新市に引き継ぐものとする。

- (3) 社会教育施設については、次のとおりとする。
- ① 図書館については、新市に引き継ぐものとする。開館時間及び休館日については、加賀市の例に統一する。両図書館の蔵書については、いずれにおいても貸出及び返却ができるものとする。
 - ② その他の社会教育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 青少年健全育成事業については、次のとおりとする。
- ① 青少年健全育成業務については、新市に青少年育成センターを置き、青少年の健全育成に努めるものとする。
 - ② 青少年問題協議会については、新市に協議会を置く。定数及び任期については、加賀市の例による。
 - ③ 有害図書撤去推進事業については、加賀市の制度を新市に引き継ぐ。

26－25 社会体育事業

- (1) 新市のスポーツ振興を図るため、スポーツ振興審議会を設ける。任期及び定数については、加賀市の例による。
- (2) 新市に体育指導委員を置く。定数は30人、任期を2年とする。
- (3) 社会体育振興事業については、新市において継続して実施することを基本に方法等を調整する。
- (4) 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

26－26 名誉市（町）民、功労者表彰等

- (1) 名誉市民の制度については、現行制度を基準に新市において制定する。なお、過去の名誉市（町）民は、新市に継承する。
- (2) 功労者表彰制度については、現行制度を基準に新市において制定する。功労者表彰の選考方法等についても、現行制度を基準に、新市において制定する。なお、過去の各市町の表彰受賞者は、新市に継承する。
- (3) 山中町自治功労者表彰規程に基づく制度は、廃止する。なお、過去の山中町自治功労者は、新市の功労者表彰制度の中で継承する。

26－27 公の施設等の名称

- (1) 合併に伴い、現在の加賀市及び山中町から新市に引き継ぐ公の施設等の名称については、以下の考え方に基づき調整する。
 - ① 学校施設については、「加賀市立」を付すこととする。
 - ② 次の施設は現行のとおりとする。
 - ア 利用の範囲が専ら限られた地域の者に限定され、かつその名称が地

域に定着していると思われる施設

イ 施設名としてすでに地域内外に周知されている施設

③ 使用目的が類似する施設については、必要に応じて旧の自治体名を付すなど、区分しやすい名称とする。

(2) 変更される公の施設等の名称については、別表のとおりとする。

26－28 その他事務事業

(1) 新市の総合計画については、新市建設計画を基本に、新市において速やかに策定する。

(2) 行政改革大綱については、新市において速やかに策定する。

(3) 指定金融機関及び収納代理金融機関については、合併時に定める。

(4) 議会だよりについては、新市においても引き続き発行し、編集体制については新市の議会において決定する。

27 新市建設計画

新市建設計画は、別添『新「加賀市」まちづくり計画』のとおりとする。

別 表

| 区 分 | 現 在 の 名 称 | 新 名 称 |
|-----------|-----------------------------|-------------------|
| ◆児童福祉施設 | 山中町婦人児童館 | 山中児童センター |
| ◆公立幼稚園 | 山中町立山中幼稚園 | 加賀市立山中幼稚園 |
| ◆保育施設 | 山中町立山中保育所 | 山中中央保育園 |
| | 山中町立河南保育所 | 河南保育園 |
| | 山中町立若美弥保育所 | 若美弥保育園 |
| | 山中町立中津原保育所 | 中津原保育園 |
| ◆公営住宅 | 上原団地町営住宅 | しらさぎ住宅 |
| | 菅谷団地町営住宅 | 菅谷住宅 |
| | 長谷田団地町営住宅 | 日の出住宅 |
| ◆公民館 | 山中町立公民館 | 加賀市立山中公民館 |
| ◆農林水産振興施設 | 山中町林業センター | 山中林業センター |
| ◆社会教育施設 | 山中町社会教育文化会館 | 山中温泉文化会館 |
| | 加賀市立図書館 | 加賀市立中央図書館 |
| | 山中町立図書館 | 加賀市立山中図書館 |
| | 山中町青少年育成センター | (加賀市青少年育成センターに統合) |
| ◆社会体育施設 | 山中町立山中健民体育館 | 山中健民体育館 |
| | 山中町武道館 | 山中武道館 |
| | 山中町健民テニスコート | 山中健民テニスコート |
| | 山中勤労者体育施設テニスコート | ゆけむり健康村テニスコート |
| | 山中町弓道場 | 山中弓道場 |
| | 山中簡易グラウンド | 山中グラウンド |
| ◆病院 | 公立加賀中央病院 | 加賀市民病院 |
| | 加賀山中看護専門学校 | 加賀看護学校 |
| ◆廃棄物処理施設 | 山中町環境整備センター 「美化センター」 | 山中美化センター |
| | 山中町環境整備センター 「グリーン・シティ山中」 | グリーン・シティ山中 |
| ◆学校 | 山中町立山中小学校 | 加賀市立山中小学校 |
| | 山中町立山中小学校ひばりヶ丘分校 | 加賀市立山中小学校ひばりヶ丘分校 |
| | 山中町立河南小学校 | 加賀市立河南小学校 |
| | 山中町立菅谷小学校 | 加賀市立菅谷小学校 |
| | 山中町立山中中学校 | 加賀市立山中中学校 |
| | 山中町立山中中学校ひばりヶ丘分校 | 加賀市立山中中学校ひばりヶ丘分校 |
| ◆給食施設 | 山中町学校給食センター | 山中学校給食センター |
| ◆消防・防災施設 | 山中町消防本部 | (加賀市消防本部に統合) |
| | 山中町消防署 | 加賀市消防署山中分署 |

地域自治区の設置に関する協議書

(趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づき、江沼郡山中町の区域に地域自治区を設置することとし、同項及び同条第2項の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について定めるものとする。

(地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、「山中温泉」とする。

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年9月30日までとする。

(事務所の位置、名称及び所管区域)

第4条 地域自治区の実務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 位 置 江沼郡山中町湯の出町タ33番地
- (2) 名 称 山中温泉区事務所
- (3) 所管区域 江沼郡山中町の区域

(事務所の長)

第5条 地域自治区の実務所の長は、事務吏員をもって充てる。

(地域協議会)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の5の規定により地域自治区に置く地域協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、所管区域に住所を有する者のうちから市長が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域協議会の会長及び副会長)

第7条 地域協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 地域協議会は、会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の審議事項)

第8条 法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項とは、地域自治区に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画の進行管理に関する事項
- (2) 過疎地域自立促進市町村計画に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) その他重要事項で市長が特に必要と認める事項

(地域自治区の事務)

第9条 地域自治区においては、次の事務を取り扱う。

- (1) まちづくりの事務
 - ア 地域行事に関する事務
 - イ 伝統文化の継承に関する事務
 - ウ その他まちづくりの推進に関する事務

(2) 地域協議会の事務

(地域自治区の予算)

第10条 地域自治区に関する予算は、地域協議会に意見を聴いたうえで市予算全体の中で調整、編成し、議会の議決を得る。

(委任)

第11条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

調 印 書

加賀市及び山中町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく加賀市・山中町合併協議会において、合併協定書のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年1月28日

加賀市長

山中町長

立 会 人
石川県知事

合併協議会委員

| | | |
|-------|----------------------------|----------------------------|
| 会 長 | 大 幸 甚 (加賀市長) | |
| 副 会 長 | 田 中 實 (山中町長) | |
| (加賀市) | 田 島 孝 一 | 若 林 幸 子 |
| | 川 下 勉 | 吉 江 外代夫 |
| | 林 俊 昭 | 山 口 忠 志 |
| | 東 松 夫 | 新 家 康 三 |
| | 小 谷 由美子 | 河 崎 初 雄 |
| | 丸 谷 朱 美 | 久 藤 妙 子 |
| | 表 修 司 | |
| (山中町) | 北 出 俊 雄 | 上 出 正 司 |
| | 要 明 勲 | 浅 井 廣 史 |
| | 二 木 利 行 (平成 16 年 4 月就任) | 荒 栄 和 夫 |
| | 谷 本 健 孜 | 桂 田 圭 介 |
| | 前 田 重太郎 | 櫻 井 比呂之 |
| | 長谷川 清 | 土 黒 久 枝 |
| | 旭 雅 子 | 山 田 英 毅 (平成 16 年 4 月退任) |
| (石川県) | 三 国 栄 | |

合併協議会監査委員

(加賀市) 中野孝子
(山中町) 梅田茂徳

新市建設計画アドバイザー会議委員

小松和彦 内山 節
上口昌徳 矢吹邦彦
山口隆治

研究部会委員

(病院研究部会) 八木欽治 嶋崎正晃
浪江 勉 前野絃一
(温泉研究部会) 鹿野恭弘 田向安郎
永井朝子 矢田 勲